

平成27年度武豊町保育料徴収金基準額表（保育実施児・保育短時間）

（単位：円）

世帯区分		階層	4歳以上児	3歳児	3歳未満児	入所の特例 兄弟姉妹
生活保護世帯		第1階層	0	0	0	
今年度分(4月1日から8月31日までの間は、前年度分)市町村民税非課税世帯		第2階層	2,200 1,100	2,600 1,300	3,000 1,500	年下が半額（小文字）
今年度分 (4月1日から8月31日までの間は、前年度分)市町村民税課税世帯	市町村民税所得割額 48,600円未満	第3階層	6,300 3,150	7,400 3,700	8,800 4,400	
	48,600円以上 97,000円未満	第4階層	14,700 7,350	16,400 8,200	21,000 10,500	
	97,000円以上 169,000円未満	第5階層	19,700 9,850	21,900 10,950	39,300 19,650	
	169,000円以上 301,000円未満	第6階層	21,100 10,550	23,600 11,800	44,600 22,300	
	301,000円以上 397,000円未満	第7階層	22,100 11,050	24,800 12,400	47,100 23,550	
	397,000円以上	第8階層	23,300 11,650	26,200 13,100	49,600 24,800	

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とする。

○第2階層に認定された世帯のうち、母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯及び保護者の申請に基づき特に困窮していると町長が認めた世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者等の世帯）等は徴収しない。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）とする。

○第2階層から第8階層までに属する世帯から2人以上入所している場合においては、保育料を次表の割合により算出した額をその児童の徴収金とする。

第2階層～8階層	
最年長児	全額
最年長児以外の児童のうち年長児	半額
その他	免除

○同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園又は認定こども園に入所・入園している場合は、保育所入所児童の保育料は前項の例による。

○保護者等が養育、監護している満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する年度において満3歳に達していない児童（当該児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、当該年度中は対象児童とみなす。）の保育料については、保護者の申請に基づきこれを免除する。

